

今年の確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、下記の税務署では、  
2月19日・2月26日の日曜日に限り、所得税等の確定申告書の作成アドバイス、  
用紙の配付及び受付等を行います。

記

【千葉県】千葉東、千葉南、千葉西、市川、船橋、木更津、松戸、成田、柏税務署

【東京都】全税務署

・麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、小石川、本郷、東京上野、浅草、  
本所、向島税務署の14署については、東京国税局庁舎内に合同会場を設置します。

※ 上記の14署については、各税務署庁舎での執務は行いません。

・品川署と荏原署との合同会場は品川署、練馬東署と練馬西署との合同会場は練馬東署、  
足立署と西新井署との合同会場は足立署に設置します。

※ 荏原署、練馬西署、西新井署においては、税務署庁舎での執務は行いません。

・渋谷、世田谷、北沢、玉川税務署の4署については、「ベルサーレ渋谷ファースト(渋谷  
区東1-2-20)」に合同会場を設置します。

※ 渋谷署、世田谷署、北沢署、玉川署においては、税務署庁舎での執務は行いません。

【神奈川県】全税務署

・横浜中、保土ヶ谷税務署については、「日石横浜ホール(横浜市中区桜木町1-1-8)」に  
合同会場を設置します。

※ 横浜中署、保土ヶ谷署においては、税務署庁舎での執務は行いません。

【山梨県】甲府税務署

(注)・当日は国税の領収及び納税証明書の発行等を行っておりません(電話による相談も  
行っておりません)。

・2月19日及び2月26日以外の土曜日、日曜日及び祝日は執務を行っておりません。

・一部の税務署では、確定申告相談・受付会場を税務署庁舎内ではなく、別の場所に  
設置しておりますので、あらかじめご確認の上、ご来場ください。

・詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



申告も納税もe-Taxで!

詳しくは

国税庁



国税局・税務署